

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第32回）

日時 令和元年5月31日（金）14：30～15：48

場所 経済産業省本館17階 国際会議室

<委員>

横山座長、秋元委員、安藤委員、大山委員、小宮山委員、曾我委員、武田委員、
廣瀬委員、又吉委員、松村委員

<オブザーバー>

菅野 等 電源開発株式会社 常務執行役員
國松 亮一 一般社団法人日本卸電力取引所 企画業務部長
竹股 邦治 イーレックス株式会社 常務取締役
佐藤 悦緒 電力広域的運営推進機関 理事
都築 直史 電力・ガス取引監視等委員会事務局総務課長
竹廣 尚之 株式会社エネット 経営企画部長
中村 肇 東京ガス株式会社 電力トレーディング部長
内藤 直樹 関西電力株式会社 執行役員・総合エネルギー企画室長
(代理出席：紀ノ岡 幸次 エネルギー・環境企画部長)
鍋田 和宏 中部電力株式会社 執行役員 コーポレート本部 部長
渡辺 宏 出光興産株式会社 上席執行役員
エネルギーソリューション事業本部長
(代理出席：海宝 滋 電力再エネ事業部副部長)
山田 利之 東北電力株式会社 送配電カンパニー 電力システム部
技術担当部長

議題：

- (1) 非化石価値取引市場について
- (2) 第二次中間とりまとめについて
- (3) その他

<連絡先>

経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力基盤整備課
TEL：03-3501-1511（内線4761） FAX：03-3501-3675
〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1

○鍋島電力供給室長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第32回制度検討作業部会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、今回は事務局から日程調整が円滑に進まず、いろいろと時間の調整、日程の調整等をお願いすることになりましたけれども、ご多忙のところ、時間をやりくりいただきましてご出席いただきましたことに心から御礼を申し上げます。また、本日は開催通知も直前になりまして、傍聴者の皆様方にもご迷惑をおかけしておりますことをおわび申し上げます。

本日、大橋委員はご欠席、大山委員はおくれての参加とご連絡をいただいております。また、本日は内藤オブザーバーの代理として紀ノ岡様に、また、渡辺オブザーバーの代理として海宝様にご出席いただいております。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行は横山座長にお願いいたします。

○横山座長

それでは、本日もお忙しいところをご出席いただきましてありがとうございます。

きょうは16時までということですので、きょうはプレミアムフライデーということで、16時までということでやらせていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議事次第でございますように、本日は非化石価値取引市場について、それと第二次中間とりまとめについてということでご議論いただきたいと思います。

それでは、まず、資料3の非化石証書に関する既存契約見直し指針（案）についてということで、事務局からご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料3をごらんいただければと思います。

非化石価値取引市場に関する既存契約見直し指針（案）ということで、事務局で一案を作成いたしました。これについてご議論いただければと考えております。なお、この内容につきましては、この後、議論いたします中間とりまとめ（案）の中には直接入れておりません。継続的に議論する事項というふうに考えております。その上で内容をご説明させていただければと思います。

まず、契約見直しの必要性についてというところですが、契約見直しの必要性というところで、なぜこの非化石価値取引市場に関して契約を見直さなければいけないのかという理由を書いております。この後半のところ2ページ目でございますけれども、FIT電源以外の非化石電源から電気を調達する小売電気事業者と発電事業者等の間の既存の相対契約について、制度趣

旨を踏まえて適切な時期に当事者間で確認の上、既存の相対契約を必要に応じて見直す必要があるというふうにさせていただいております。

それから、2. で基本的な考え方というところでございますけれども、この中ではこの相対契約に関しまして、具体的に適切な時期に以下の内容を協議し、所要の措置を講ずることが望ましいと書いておまして、2ページ目の下の部分から具体的にどういう内容を見直すのが望ましいか、書いてございます。

まず、この内容については(4)までございまして、一つ目は非化石証書の発行についての内容です。非化石証書の発行に関しましては、発電事業者にとっては発行は義務ではないわけでございますけれども、次の3ページ目ですけれども、発電事業者におきまして非化石証書の発行に係る手続を行うことが望ましいと、そういうふうにしております。

それから、(2)になりまして発行後の移転についてでございます。まず、最初に非化石証書については相対取引の移転も可能であるというようなことを確認の上で書いてございます。それから、二つ目のポツでオークションや第三者への相対取引ということで、既存の電気の相手方以外にも移転させることができるということも確認しております。そういうふうに第三者に移転させるかどうか、協議の上で決定することが求められるとしております。

三つ目で、「なお」ということで高度化法の間目標におきまして、化石電源グランドファザリングが導入されるということについても、確認の観点から記載しております。

それから、四つ目のポツで2018年度の非化石電源比率の算定の根拠となっている既存契約の解除等によって、小売電気事業者が非化石価値を調達できなくなった場合について、化石電源グランドファザリングの設定の基準を一部見直すということも書いてございます。

ただ、その上で次のポツの「ただし」というところですが、既存契約の相手先である小売電気事業者に非化石証書が譲渡されなかった場合でも、既存契約の電気料金の引き等が行われて、実質的に証書の価値が小売電気事業者に移転可能性もあるということを書いてございます。こうした場合においては、化石電源グランドファザリングの調整を行わないということもあり得るということございまして、資源エネルギー庁においてさまざまな観点から精査を行うということも書いてございます。

というような、そういう事情も書いた上で、既存契約を締結している当事者間において、上記の事情を踏まえまして非化石証書を移転させるか否かというところについて、もし移転させない場合は電気の売買条件の変更や契約を解消するか否か等も含めて、当事者間で真摯に協議を行うことが望ましいとしております。

それから、(3)で非化石証書の対価というところでございますけれども、ここにつきまして

はFIT証書については入札最低価格が設定されるんだけど、非FIT非化石証書については入札最低価格は設定されていないという事情を書いています。その対価につきましては上記のような事情に加え、既存契約の趣旨やグランドファザリング設定との関係等も踏まえて、当事者間で真摯に協議が行われることが望ましいと、このようにしております。

それから、(4)収入の用途というところでございまして、高度化法の趣旨からしますと非化石電源の利用の促進等を図る法律であると、なので、一定規模以上の事業者については、この収入について非化石電源の利用促進に充てていくというような自主的なコミットを求めているというような経緯を書いています。

5ページ目に移りまして、こうした取り組みを促進するため、契約におきましても発電事業者等が不当に小売競争を制限する用途に非化石証書のツウノウを使うことなく、非化石電源の利用促進の用途に使うよう求める取り組みを行うことが求められているということを書いています。その上で、そういう趣旨を踏まえて、契約上、証書収入を非化石電源設備の新設、出力増、非化石電源を安全に廃棄するための費用、非化石電源設備の耐用期間延長工事、安全対策費用等に用いることを契約上規定することが望ましいと、そういうことを書いてございます。

三つ目、3. は既存契約の見直しに関連する制度ということで若干重複もありますけれども、書いてございます。まず、最初の一つ目と二つ目のパラグラフは、化石電源グランドファザリングとの関係でございまして。調整を行う場合もあれば、行わない場合もあるという事情を書いています。最後のパラグラフは、当事者間で協議がまとまらないときの解決制度として監視等委員会におけるあっせん及び仲裁手続を利用することができる、こうした旨を記載しております。

説明は以上となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきましてご意見、ご質問がありましたらお願いしたいと思います。いつものように名札を立てていただければ、ご指名いたしますのでよろしく願いいたします。それでは、いかがでしょうか。ご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、松村委員、お願いします。

○松村委員

出された資料に異議はないのですが、この契約の見直しがどうなったのか、いいとか悪いとかだけではなくて、どういうことが起こったのかは、もちろん、経営情報でもあるのだけれど、適切にウオッチしていただきたい。

何のためにこの制度を入れたのかという、非化石電源の投資のインセンティブをこれで高め

る、非化石価値が明らかになって、追加的な価値があることが明らかになり、その価値の分だけ投資のインセンティブを押し上げる目的だったはず。ところが、例えば長期契約で囲い込んでいる電源があって、それはもともと契約が最初に結ばれたときにはコストベースで購入することが法律で決まっていて、コストベースで買っていただけ。もしこの発想が続けば、新制度が入ったとしても基本的に価格は変わらないことになってしまう。

そうすると、新制度によって価値が生まれたとしても、支配的事業者である買い手が、価値を全部よこせ、今までと同じ値段で買う、あるいは幾らか価値がつきそうだったら、その分卸価格を安くするとか、そういうことをすると、発電側としては全然何のメリットがない、追加的な収入もなく、したがって、インセンティブは全く機能しない。これでは何のためにこの制度を作ったのかということになりかねない。

これは杞憂だと私は思っていない。放っておくとあり得ることだと思っている。RPSだって同じようなことが起こったと認識していて、また、同じ失敗を繰り返すのかということ、この委員会でも繰り返し言われてきたと思います。それを厳格に取り締まるとか、そういうインセンティブのないような制度設計をすることも重要ですが、是非の判断の前に、事実としてそういうことが起こっているのかどうかを私たちは知る必要がある。つまり、この制度は本当にうまくいっているのかどうかという観点からも知る必要がある。現実には何が起こっているのかについて、経営情報だとかでは難しいということは十分わかりますが、可能な範囲で今後、この制度の見直しとかというのがあるわけですから、そういうタイミングに合わせて、実際に何が起こったのかはご報告いただきたい。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、曾我委員、お願いします。

○曾我委員

このガイドラインについては、私のほうからは特に何かコメントがある訳ではないのですが、要するに既存契約は非化石価値が顕在化することを前提とせずに締結されているものが大半かと思いますが、その意味で当事者の意思を確認、明確化するというところに主眼があるという理解です。その意味で当事者の協議においてその確認等を進めていくということとなり、ケース・バイ・ケースで対応していただくということだと思います。

もう一つ大きな意味があるのは、2の(4)の4ページの非化石証書の収入の用途について、最後の黒丸のところなんです、非化石証書に関する趣旨を踏まえて、収入の用途について契約

上規定することが望ましいということで、具体的に記載されている点が一つ大きなポイントと
っております。この点の趣旨をどのように反映するかということの参考にしていただくことにな
ろうかと思っております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、竹股オブザーバー、お願いします。

○竹股オブザーバー

ありがとうございます。

重なります。既存契約の個別契約の話なので、全体のお話とどこで発言するのがいいのかとい
うのがあるんですけども、ここの5ページのところに望ましい使い方という形で、こういった
ものを記載するのが望ましいという形で書かれているところで、それに対してこれの使い方と比
較するのに収入側がどうかという話の捉え方を、これが全体と、あるいは個別の対価といったよ
うな形で恐らく監視等委員会さんに期待するところだと思うんですけども、モニタリングする
ときの加点になるので、対価についてもいろんな形で対外取引、場合によっては社内取引であっ
ても部門別収支の中で明らかになるような形をぜひお願いしたいと思いますし、それと見合った
ような形でちゃんと総額でも比較できるような形で、それが人と見合っているかという形の
後でモニタリングの加点になるような形のものを残していただければというふうに思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがででしょうか。では、海宝さんのほうからお願いします。

○海宝オブザーバー代理

ご説明をありがとうございます。

既存契約の扱いについてですが、大手電力会社が持つ非化石価値というのは、市場に供出すれ
ば確実に顕在化しているんですけども、公営電力が保有する水力のような非化石価値
というのは、既存契約をこれから見直していくことによって価格が顕在化するかという
と、しない可能性もあるのではないかと考えており、少し不自然かなと考えております。
そういったもの、既存契約で明確に取り決めがないものに関しては、原則として発電事業者が市場に供出すること
も、議論の余地があるのではないかという風に感じております。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。特にございませんでしょうか。ありがとうございました。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

○鍋島電力供給室長

では、いただいた意見も踏まえまして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

○横山座長

継続的に議論させていただくということでございますので、また、検討させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

それでは、次の議題でございます。第二次中間とりまとめ（案）ということで、資料は4-1から4-5まででございます。これを事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○鍋島電力供給室長

それでは、資料4-1をごらんいただければと思います。制度検討作業部会の第二次中間とりまとめ（案）となります。委員、オブザーバーの皆様方には事務局から数週間前に一旦、お送りして見ていただいてきております。内容につきましては、これまでの審議会で事務局から出した資料をベースに作成してきております。

少しあけていただきまして1ページ目、「はじめに」というところがございますけれども、その右上に記号の意味を書いてございまして、まず、青につきましては制度検討作業部会でこれまで事務局が出してきた資料から文末を変えましたという印になっております。黄色のところは事務局の判断で少し変えているというところがございます。赤字のところは技術的な修整ということで、編集上の理由であるとか、前後の文脈でそのときの審議会の議論がその次の資料で内容が置きかわったものとか、そういうものについては修正しております。本日は特に黄色の部分を中心にご説明してまいります。

1ページ目は「はじめに」というところですが、ここは黄色印はつけておりませんが、全体において書き起こしております。この制度検討作業部会が議論されていた時期に起こった事柄なども紹介しつつ、どういう状況の中でこの検討が進められたのかということがわかるような形にしております。この「はじめに」の部分が4ページ目まで続きます。

5ページ目から本論に入ります。新たな市場整備の方向性ということで、非化石価値取引市場の内容がまずP5からP55まで続きます。

主に黄色のところをご説明してまいりますけれども、8ページをごらんいただければと思います。一番下のところで若干修正しておりますけれども、作業部会で検討していたときには認定主

体を第三者にするということを議論していましたが、事務局で検討した結果、国が認定主体となって第三者機関に委託契約を結ぶと、こういう形が適切ではないかと思ひまして、それで今年度の作業も進めております。ということで、少し表現ぶりを変えております。

それから、9ページですけれども、これに伴いまして、以前はデータのやりとりなどで少し複雑になっていたんですけれども、国が認定主体となる場合は一般送配電事業者から直接データをいただくということも可能だという整理に、検討の上、そうになりましたので、国はそういう一般送配電事業者からいただいたデータをもとに認定作業を行うということにしております。同じような表現が、関係の記述が11ページにもございます。

それから、12ページに書いてございます注釈の黄色の部分につきましては、新しい事柄を書いているというよりはわかりやすさの観点から若干重複にはなりますけれども、事務局で記載していると、読者の便を考えた記述になります。17ページにも同様に読み手の側の理解を助けるために、念のためということで記載している部分がございます。

それから、21ページでございますけれども、これはグランドファザリングを導入するに当たりましていろんな意見が秋のころからありましたけれども、その流れを踏まえて少しコンパクトに議論の流れを書いてございます。24ページも若干修正しておりますけれども、そういう形で議論を振り返って表現を適正化している部分がございます。

それから、25ページでございますけれども、ここにも黄色の部分がございます。これは2018年度の対象事業者の非化石電源比率を用いて、第1フェーズにおける化石電源グランドファザリングを設定するということがこれまでの議論で一旦、そういう方向性になったと思ひますけれども、先ほども既存契約の見直しのガイドラインについてご議論いただきましたけれども、既存契約の見直しのみならず、さまざまな事情で非化石電源の比率が個々の事業者においても、日本全体においても変わり得るということがあろうかと思ひます。そういうこともあるかと思ひますので、事務局のほうで注釈15を入れまして、対象事業者の化石電源グランドファザリングの算定において大幅な事情の変更が見込まれる場合には精査を行うと、こういうふうにしております。同じような記述を28ページにも行ってあります。なお、化石電源グランドファザリングにつきましては、少し行政における片仮名語について今、違和感を持たれる方もあろうかと思ひますので、特例措置という括弧書きを入れることにしております。

それから、28ページでございますけれども、28ページ真ん中のあたりで、2018年にグランドファザリングを設定したこと等に鑑み、2020年度の間目標の設定に際し、激変緩和措置の量について精査を行っていくという記載を行っております。審議会の議論でもそういうふうな議論がございましたし、新電力の方々との意見交換も踏まえて竹廣オブザーバーから提出いただいた、そ

ういう意見書にもこうした点に関する記載がございましたので、事務局におきましてきちんと本文中に明記しているものでございます。

28ページの下の化石電源グランドファザリングの特例措置のあり方について、2030年度までの中間段階で見直すこととすると。こうしているのは、かつては第1フェーズ、第2フェーズという分け方ですけども、第3フェーズまでつくるということにしたことに伴う修正でございます。

続きまして、33ページでございます。33ページないし37ページあたりにつきましては、事前に委員、オブザーバーの皆様方に資料を送っている中で、審議会の議論の過程を丁寧に引いてほしいというようなご指摘もいただきましたので、審議会の中での意見を注記という形でつけ加えております。そういう箇所が33ページと37ページとなっております。

それから、続きまして黄色の箇所といたしましては46ページまで飛びますけれども、前回の作業部会におきまして竹廣オブザーバーからご提出いただいた意見、事務局資料にもその旨を1枚つけ加えておりましたけれども、その内容につきまして、こういうふうに脚注という形でつけ加えさせていただいております。

56ページをごらんいただければと思います。非化石証書の説明は以上となりますけれども、56ページからベースロード市場についての記載となります。

ベースロード市場に関しましては、これまでベースロードガイドラインについてご議論いただきました。ベースロードガイドラインにつきましては、この中間とりまとめの別添という形で添付しております。ベースロードガイドラインにつきましては、既に7月からこの市場が動き始めるということも踏まえまして、一旦、確定というふうにさせていただいております。また、適正取引ガイドラインにつきましても、修正案について一度、ごらんいただきましたけれども、こちらにつきましても公正取引委員会と相談の上、一旦、確定させております。そうした状況でございますけれども、このベースロード市場についてどういう観点で議論を行ったのかということ記録に残す観点から少し記述を行っております。

その中で、58ページでございますけれども、1点、ご報告は規制改革推進会議投資ワーキンググループにおきまして提言をいただいております、大手電力会社からベースロード市場への供出価格について、自己またはグループの小売部門に対するベースロード電源の卸供給価格を不当に上回らないよう監視することが重要であり、産業用の小売価格も参照しながら、その妥当性を確認するという、こういう提言をいただいたという旨を記載しております。具体的などころにつきましては、監視等委員会におかれまして検討するということになるかと考えております。

60ページでございますけれども、今後についてというところでございますけれども、これは今回、追記しておりますけれども、今後の市場開設に向けまして関係機関と連携いたしまして準備

を進めてまいります。また、監視の具体的内容、手法の詳細につきまして、監視等委員会が必要に応じて検討を行うという旨を書いております。

61ページから65ページになります。こちらは間接送電権の関係の記載になります。これはJEPXで検討した内容をこの作業部会でご報告いたしましたけれども、その内容を要約して記載しているものでございます。

最後、65ページに今後の進め方ということで書いてございますけれども、今回、本年4月から初回オークションということで間接送電権の取引が始まっております。これは6月分の間接送電権を4月に取引したということになっておりまして、6月のスポット市場取引の結果も見ながら、JEPXにおいてレビューのための検討会を開催するという方向性になっております。継続的に検討を行っていくということを書いております。また、忘れないようにということで、第2パラグラフを書いておりますけれども、第一次とりまとめにおきましても間接送電権のあり方というものについては、市場開設後の状況においては改めて検討する、どういうところを検討するかという、転売を行わないこととするという今のルールを一層のこと見直すかという点でございますけれども、これは改めて検討していくということになっておりますので、JEPXの検討会において引き続き状況を確認していくというふうに書いてございます。

66ページからは容量市場の記載になります。これは事務局資料を基本的にはまとめております。その上で、例えば74ページあたりでございますけれども、広域機関で検討した内容、並行的に広域機関でも検討会が開かれていたり、関係する有識者会議が開かれておりますので、その検討の結果についてはアップデートの意味も込めまして、注記や囲み記事ということで記載しております。そういう内容がめくっていただきますといろいろ出てくるかと思えます。この容量市場の議論が107ページまで続くということになっております。

一遍、その途中で104ページでございますけれども、発動指令電源ということで、今の電源I'などの扱いについて、これも前回、ご議論いただいているところでございます。この発動指令電源が容量市場に入ってくるに当たりまして、需給調整市場にも同時に入っていけるかどうかというところについてご議論いただいておりますけれども、入ってくるができるということにしたときに運用方法も含め、引き続き検討が必要ということの中ほどのパラグラフで書いてございます。黄色塗りにしておりませんが、ここは若干の修正を行っております。

それから、105ページですけれども、前回、菅野オブザーバーからご指摘いただいた点でございますけれども、揚水発電などがきちんと機能するか、今後、留意が必要だというようなご指摘をいただいたものですから、事務局のほうで追記させていただきました。

106ページから今後についてというところがございますけれども、2020年度に初回オークシヨ

ンが開催されますので、広域機関とも連携しながら実務的な検討を進めていくと、107ページに移りまして、その中で重要な論点が生じた場合には、本作業部会においても引き続き検討すると、そのように書いてございます。

108ページから需給調整市場の記載がございまして、背景の部分などは書きおろしてございますけれども、中身につきましてはこれまでの作業部会でご報告した内容を記載しております。

113ページに商品スケジュールについてということで、改めてきちんと書いてございますけれども、三次調整力②については2021年度から広域調達、広域運用を開始するとか、三次調整力①も2021年度から広域運用し、2022年度に広域調達を開始するとか、こういう時期をはっきりと書き込んでおります。

需給調整市場につきましては、最後、124に今後の方向性というところを書いてございまして、21年度から広域調達が開始されますので、共通プラットフォームという一般送配電事業者で開発中のシステムの開発、それから、運用の仕方等々につきまして広域機関の需給調整市場検討小委員会において客観的に審議を行っていただくと、必要な場合には本作業部会においても検討するというふうに書いてございます。需給調整市場は、ほかの市場にもいろいろ波及するような市場でございまして、ほかの市場への影響等々についても監視等委員会を中心に検討を進めていただくということを書いてございます。

その上で、125で3. ということで今後の検討の進め方というところを書かせていただいております。これも書きおろしになります。若干読み上げますと、本中間とりまとめにつきまして、パブリックコメント手続を実施し、広く一般の意見を求めると。今後、開設される市場につきましては、関係機関で具体的な開設準備を進めていくと。パブリックコメント手続や開設準備作業を通じまして追加論点が生じた際には、本作業部会を含めた関係機関において必要に応じ、しかるべく検討を行っていくと。

「また」以下でございまして、重要なことといたしまして各市場が協調しながら干渉し合うことなく機能していくことが重要と。そういうことですので、こうした観点から、今後、各市場の相互の関係等について考察を深め、必要に応じて対応を検討していくとしております。特にということで、若干、監視寄りのお話でございまして、個々の市場だけを見ていたら問題とされない行為であっても、市場横断的に見た場合に市場支配力の行使と考えられるというような行為もあろうかと思っております。個々の市場に捉われず、電力市場全体を俯瞰的に見ていく、そうした監視のあり方についても監視等委員会とも連携しつつ、考察を深めていきたいというふうに考えております。

高度化法の中間評価の基準につきましては、本年7月末に報告対象事業者から達成計画が出て

まいります。その中に含まれる2018年度の非化石電源比率等を踏まえまして、基本政策小委等で確認の上、2020年度の具体的な目標の決定、グランドファザリングの決定を年内をめどに行う。これは非化石価値取引市場の関係でも、そういう議論になっていましたけれども、改めて記載しております。

126ページは、この作業部会の開催状況でございますけれども、第1回から今回の32回までずっと書いてございますが、この中間とりまとめがカバーする範囲は24回、昨年7月から今回までの内容ということになります。ただし、先ほどの非化石価値取引市場に係る既存契約見直しガイドラインは、このとりまとめの対象外となっております。

それから、132ページ以降、これは以前の作業部会で広域機関におきまして検討した内容ということをご参考資料としてつけておりましたけれども、その体裁を変えまして改めて添付しているものでございます。これも読者の皆様方のご便宜のためにつけているところでございます。

それから、149ページに容量市場に関する既存契約見直し指針ということで、作業部会でこれまでも議論いただきましたけれども、これはセット版ということで添付させていただいております、というところでございます。

以上が資料4-1の説明になります。このほか、資料4 関連ということで幾つか資料を格納しております、資料4-2は中間とりまとめの概要ということで、報告書の内容を1枚で簡単にまとめているものでございます。それから、資料4-3につきましては、今回、議論した内容の中で複雑な論点でもありますエネルギー供給構造高度化法の間目標に関する資料を、この高度化法だけは概要資料ということで一つつけております。それから、資料4-4といたしまして、ベースロード市場のガイドラインをつけております。これはベースロード市場が7月から開設されるということで、一旦、確定させていただいております。3月19日付で資源エネルギー庁内で一切の決裁をとりまして、一旦、確定しております。それから、資料4-5でございますけれども、適正な電力取引についての指針という点につきましては、公正取引委員会と一緒につくっている指針でございますけれども、これはパブリックコメントを公取と共同で実施いたしまして、それで、その上で決裁を行っております。こちらベースロード市場が今後、開かれるということで、一旦、確定とさせていただきます。

資料の説明は以上となります。

○横山座長

どうもありがとうございました。長文の報告書を要領よくご説明いただきましてありがとうございました。

それでは、ただいまご説明いただきました内容につきましてご質問、ご意見がありましたらお

願いたいと思います。廣瀬委員、お願いいたします。

○廣瀬委員

ありがとうございます。ご説明をありがとうございました。また、これまでの議論を第二次中間とりまとめ（案）の形で今回、集約していただき、ありがとうございました。

この案の内容自体は、これまでの議論をまとめてくださったものであり、今から何か変更をお願いすることはもちろんございませんが、1点だけ申し上げます。第二次中間とりまとめ（案）、資料4-1の37ページの、非化石証書の購入費用に係る円滑かつ適正な価格転嫁についてという部分ですが、非化石証書の購入費用については料金転嫁が難しいため、小売事業環境が一層厳しくなるというオブザーバーからのご意見があったこと、それに対して、高度化法第14条の内容を示してくださった上で、国は小売電気事業者及び事業者に対し、証書購入費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、所要の環境整備を行うということが適切だと記載されています。

この点は、まさにオブザーバー等各社のご懸念の中でも最も重要な点の一つにつながるかとと思います。証書購入費用が適正に転嫁されない場合には、事業者としての利益水準に重大な影響を及ぼしかねないというオブザーバーの皆様からの強いご意見もいただきました、ぜひ、この点について、国が広く需要家全般に対して、非化石価値の重要性を周知して、その負担について理解を広めるよう、尽力していただけるように重ねてお願いしたいと思います。需要家が非化石価値を理解して、その価値を認めることが証書購入費用の適正な転嫁のためにまず最も重要なことだと思います。

その際、需要家の理解を得るためにはいろいろな方法があろうかと思いますが、需要家への適正な転嫁につきましては、国がイニシアチブをとって、効果的な策をいろいろと工夫されることを、ぜひお願いしたいと考えます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

松村委員、お願いいたします。

○松村委員

報告書の内容でないことで申しわけないのですが、事務局の説明を聞いて一瞬混乱してしまったところを確認させてください。先ほど規制改革会議からベースロード電源市場のことでご説明があった。その際に、参照する小売価格としては産業用を中心としたベースロードで使っているようなものを参照しながら、そこと比較して説明のつかないような価格にならないようにちゃんと監視せよということ。その説明で、監視等委員会でやりますと説明されたな気がしたのです。

私は勘違いして、今までの議論で一般論として確かに監視等委員会は小売価格から見て卸市場の行動がおかしくないかはちゃんと見るようになっていたし、きょう、午前中の別の会議でもそれに関連した議論が出てきた。一方で、僕は、エネ庁は個々の契約を見るわけではないけれども、産業用の電気だとか、負荷率が高いようなそういう電気一般の平均的な水準、例えば産業用の標準的な料金と比べておかしくないか、ベースロード電源市場で見ておかしくないかはエネ庁で見ると思い込んでいた。

そのときには、個々の契約に踏み込む必要があるものは監視等委員会です。一般論としてそんなんですけれども、ベースロード電源市場で産業用の価格と比べてどうなのかというようなことを言うときに、個々の契約一つ一つを見るわけではないので、当然、託送料金とベースロードの価格を小売価格から引いたものというのが負になっていないかどうかだけではなくて、通常要するような小売の営業費用とかも引いて、それでちゃんと見ることを事務局も説明していたと思いでいた。したがって、監視等委員会と役割分担をしていると思っていたのですが、エネ庁は基本的にそっちのチェックはしないで監視等委員会にお任せという説明だったのでしょうか。監視等委員会のほうでその全てを、従来の説明に追加してやりますという説明だったのでしょうか。私がそもそも完全に勘違いしていたのでしょうか。

○横山座長

お願いします。

○鍋島電力供給室長

具体的にどういう監視の運用にするのかというところについては、監視等委員会さんと詰めた議論をしないと何とも決まらないのではないかとはいふには考えております。私どもで考えておりますのは、従前からこうだと思っておりましたけれども、ベースロード市場における内外無差別を監視するに当たっては、単にベースロード市場の価格を見ているだけではなくて、むしろ、小売平均価格もあれば、ベースロードのコストもあれば、外部から調達している電気のコストもあればというようないろんな要素を勘案して、内外一致ができていくかどうかというのを見る必要があるというふうには思っておりました。

今回、規制改革会議のほうから、個別の小売価格も含めて見たほうがいいのかというご指摘をいただいているところであるわけですが、どういう関係で、どういう形で個別の価格を見るかとか、そういうところについては具体的に監視される監視等委員会さんと私たちでお話し合いをしなければいけないとは思っているんですけれども、監視等委員会さんのご意向も踏まえながら、今後、検討していく必要があるのではないかとはいふに考えております。そういう趣旨で書いております。

○松村委員

しつこくて申しわけない。大分わかった気がしたのですが、受けとめとしては個々の契約をちゃんと見て監視しろというふうに言われたと受けとめ、個々の契約まで見るとすると監視等委員会の仕事。だから、エネ庁だけでなく追加で監視するとの説明はわかる。しかし、しつこくて申しわけないのですけれども、以前、議論したときにはエネ庁のほうで標準的な契約との乖離は見ますと、個々の契約には踏み込まないけれども、その標準的な契約はもちろん産業用のはずで、産業用の個々の契約じゃないのだけれども、標準的な料金とこの入札価格がコンシステントかどうか、そのときにはある意味で平均的な価格になっているわけなので、小売の営業費用とかも含めて、それは見ますという意味で二重で見るといって変なんですけれども、個々の契約に踏み込まない監視は依然としてエネ庁でやっていただけるということなのではないでしょうか。それはどうせ個々の契約を見るのだからやめるということですか。

○鍋島電力供給室長

すみません、その点も含めて今後、詰めて考えていかなければいけないところではあるんですけれども、例えば58ページとか59ページに、従前から監視の方法ということでいろいろ記載しております。こうした大きな枠組みみたいなものについては、本来、もしかすると全て監視委員さんでお決めになることかもしれないんですけれども、ただ、監視委員さんとも相談しながら、こうした枠組みとか、こういう全体像で監視していくというところは、どちらかという資源エネルギー庁側の作業部会において議論しております。

ここから先、ベースロード市場が開設されて、具体的に誰がどういうふうに帳簿を見て、どういうふうに監視していくかというのは非常に実務的な話ですので、これは監視等委員会と実務的に今後、詰めていきたいというふうに考えております。なので、ここでどういう役割分担で情報をとりますとか、どこからどこまでを見ますというところまではっきりとはご説明できないんですけれども、エネ庁は何もしないのかというところでは、少なくとも今までもこうした監視の大枠については、監視委とも相談しながらですけれども、決めてまいりましたし、こうしたもの、大きな枠組みの中では今後も関与し続けるんだと思っております。

○松村委員

ごめんなさい、しつこくて申しわけないのですけれども、市場が開いて、開いてみたらすごく高い入札価格だったということが後からわかって、これはけしからんというので次から変えるという、最悪の場合1年待つなんていうことになってなりかねない。だから、ある意味で事前におかしな入札価格にならないよう、合理的に説明できる価格を第1回のときからちゃんと出してほしいという要請があるわけで、したがって相当急ぐ話だと思います。

僕はエネ庁さんがちゃんと見てくださると、約款とかを見るとかというのなら、帳簿を見るとかというレベルのことまでする必要のない範囲では、事前にちゃんとやったださることがプレッシャーになって、後から説明のつかないようなものを出さないという圧力になると思いますので、これから詰めますはいいのですけれども、ぜひとも起こった後で対応するのではなく、あらかじめちゃんとした入札価格になるようにきちんと見ることは、ぜひぜひお願いします。

以上です。もうやめます。

○鍋島電力供給室長

そういう意味では、私どももベースロード市場の開設のずっと準備もしていれば、制度設計もしているわけですので、今後も引き続きこの市場がうまくいくかというところについては関与していきます。こうした制度趣旨になっているということとか、内外無差別の考え方で監視するという方針になっているというところにつきましては、エネ庁から関係事業者に対しても丁寧に趣旨を理解していただけるように務めてまいります。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。では、竹廣さん、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー

この第二次中間とりまとめ、ありがとうございます。これまで作業部会の中で我々が意見を申し述べさせていただいたところも反映いただきまして、お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

その上で2点だけ申し述べさせていただきたいと思います。先ほどもありました非化石の関係にはなるんですけれども、改めてということで、44ページの脚注37、ここにも記載がございます。本制度が小売事業者の競争環境をゆがめていないかといった点で、チェック・アンド・レビューを随時お願いしたいというところがございます。先ほどベースロードの点で話題に出ました内閣府の規制改革推進会議、5月20日に出されました中で、電力小売市場の活性化に向けた提言ということで、大型水力等の非化石電源を有しない新規参入の小売事業者の競争に与える影響にも十分留意することが重要と、この会議の中での提言で非化石についても述べられたというふうに認識しております。市場開設後、引き続きチェック・アンド・レビューといったところをぜひお願いしたいというふうに思います。

もう一つは監視の部分でございます。33ページの脚注24に記載があるところがございます。非化石電源の相対契約に対する監視というのは、非常に重要になるというふうに考えております。委員の方々からも社内取引ですとか、相対取引というものが不透明な取引の温床になり得るので

はという指摘があったところでございます。社内取引と相対取引のどちらにでも言えることかというふうに思っていますけれども、その取引価格に含まれます電気の価格と、それから、非化石価値の価格というものは、内訳を相対の当事者同士で任意といいますか、ある意味、恣意的にといいますか、決めることも可能かというふうに考えます。

電気単体の価格と非化石価値単体の価格を分離して見たときに、その価格が我々新規参入が例えばベースロード電源ですとか、非化石証書を調達するときと比べて、そこの部分がイコールフィッティングになっているのかといったところが非常にポイントかというふうに考えております。そこに乖離がもしあるのであれば、小売競争をゆがめる原因がそこに実在するということの証左になるのではないかというふうにも考えておりますので、先ほど監視の議論がございましたけれども、特に監視等委員会様におかれましても、こうした観点も含めまして、ぜひ綿密な監視をお願いしたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

では、ほかにいかがでしょうか。それでは、中村さん、お願いいたします。

○中村オブザーバー

ありがとうございます。

今回、このような中間とりまとめを行っていただきまして感謝を申し上げたいと思います。

私からも非化石取引市場について2点ほど意見を申し上げたいというふうに考えております。まず、中間評価の第1フェーズにつきましてはグランドファザリングの設定など、新電力の厳しい事業環境を踏まえた制度設計としていただいたというふうに受けとめておりますけれども、激変緩和措置の具体的な水準など、今後の議論としている論点につきましても、新電力にとりましては事業継続の観点から重要であるというふうに考えておりますので、ぜひこうした状況にご配慮いただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

もう1点、その上で第2フェーズ以降につきましては、非化石電源の稼働状況によっては、原子力や大型水力等を有する一般電気事業者様とこれらの電源を持たない新電力との間で格差がますます拡大していき、結果として持たざる事業者の経済負担が一層大きくなるという懸念がございます。以前、基本政策小委の中で多数の意見が上がりました。2030年一律目標の見直しに関する議論というのも早期に監視していただき、その議論と整合をとる形で第2フェーズ以降の検討を進めていただければというふうに思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、國松さんのほうからお願いします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。

すみません、何回か言わせていただいているんですが、今回のとりまとめで54ページでございましょうか。FIT非化石証書の需要拡大に向けた今後のところですが、注釈のところには見直しを行うということがされていたという部分ですけれども、その上のところでは42件のアンケートのうち価格水準について言及があったのは7件（需要家5件、発電事業者2件）のみであったと。これは声がないからやらないというニュアンスに見えるんですけれども、だとすると0.05%としか約定しなかった、2018年度分で99.95%が売れ残っているわけです。

事業者に聞けば、売れ残った分は発電電力料に応じてCO₂で振り分けられる中で、無理して買わないというのを選択するというのはある意味、あるのかなと思っておりまして、需要拡大に向け、国民負担、FITの賦課金の負担の減少を見込むのであれば、なるべく売れるべき価格にまで最低価格を持っていく必要があると思っておりまして、ぜひともこの注釈44のとおり、見直しの検討を2019年度分のFIT非化石分が取引開始されるまでにやっておかないといけないと思っております。一度、2019年度分の1回をやってしまった、その後に引き下げということは、同じものを条件を変えてもう一回やるというのはできないことでございますので、今が非化石証書の年度変わりでございますから、この数カ月間でご検討いただきたいと思っております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、小宮山委員、お願いします。

○小宮山委員

ご説明をありがとうございました。これまで室長を初め、事務局の方々にはこうしてとりまとめいただいたことに改めて感謝を申し上げたいと思います。

私のほうは特に内容に異論はございません。強いて申し上げますと、105ページ目の今回、蓄電池とか、VPP等の応答速度が非常に速い電源等の系統の慣性力の維持に資するような技術に対しても、価値を場合によっては適切に評価することを検討するという、この点は大いに賛同させていただきたいと思っております。電力系統の安定性を考える上で、こうした技術の役割というのはますます重要になってくると思いますので、引き続きこうした技術の価値がニュートラルに市場の

中で埋没しないように、適切に評価をご検討いただければと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

ありがとうございます。

37ページ目の非化石証書の購入費用に係る円滑かつ適正な価格転嫁についてのところなんですが、ここで脚注29という形でいろいろと一律転嫁ということが議論されております。少し迷っておりまして、一律転嫁されたかどうかというのをどうやって事後的に判断するかといったときに、もとの取引価格に非化石証書の価格がきっちり上乗せされていないと、転嫁されていないんじゃないかと言われてしまうと、場合によっては困るのかなと思って発言しております。例えば教科書的な完全競争書を考えたときに一定の税金を上乗せしますと、その金額だけ市場価格は上がらないわけですね。それによって取引価格が少し低下するような効果も含めて、名目的な支払い金額は増税分ほどは上がらないということがあります。

ここでも確実な転嫁が仮に行われたとしても、目に見える数字というものは増価格分そのままは乗っからない可能性もあるので、どういう形で事後的にデータがモニターされたら適切な価格転嫁が行われているのか、それとも行われていないのかというのを考える際に、余り単純に従前の価格にぴったり上乗せされていないと、おかしいんじゃないかみたいなことは言えないんじゃないかという気もしますので、もちろん、ここで議論しているのは完全競争書とは離れていて、かつ契約の数字があって、そこに価格改定みたいなものを、契約の内容を書きかえるみたいなことがあると思うんですけれども、その際に非化石証書の購入費用部分そのまま値上げされていないかという点についてはご注意ください。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

秋元委員、お願いします。

○秋元委員

どうもありがとうございます。

全体として、これまでの議論を整理していただいて、私が申し上げてきたこともほとんど反映

いただいたので、全く賛同させていただき次第でございます。ただ、若干、くどいようで申しわけないんですけども、書いてあるのでいいんですけども、少し先ほどからの議論とも重複するので念のため申し上げておきたいんですけども、37ページ目、今の議論のところにあつたところで、注釈として前回、たしか私のほうから申し上げさせていただいた部分が反映されていて、要はみんな価格転嫁してほしいという気はするんですけども、ただ、議論としては図ったように全員一律で上げるというのは、問題はあるんだろうというふうに思います。

ただ、一方で特に経過料金の措置料金の部分はこれからも先、とりあえず、そのまま継続ということになっていますので、そこに対して簡便に上げるような手段がないとすると、なかなか、上げるインセンティブが働かなくて、結局、安いままになって、それに対して新電力のほうは上げにくいというような状況になって、結果、新電力のほうが競争に苦しくなっていくということになりかねないので、注釈の一番下のところの2番目のポツで書いていただいたように、みんな上げろということではなくて、上げるためのオプションとしての手段をぜひ検討していただければいいかなど。そうしないと、なかなか、実際として回っていかないのではないかという懸念がありますので、そのあたり、引き続きご検討いただければというふうに思います。

もう一つ、これも反映していただいている部分で、先ほども議論がありましたが、44ページ目ですが、ここも注釈37で、これも前回、私が申し上げたことを書いていただいたと思いますが、非常に今回、大分配慮いただいて、恐らくそれほど大きな影響はないのではないかというふうに私も思うんですけども、ただ、やってみないとなかなか状況はわかりませんので、次の改定の機会を必ずしも待つということではなくて、非常に状況をしっかり注視しながら、しっかり対応していったほしいというふうに思う次第でございます。

注釈に掲げているので、何となく注釈の扱いと本文の扱いと2種類あって、注釈の扱いなので、余り配慮しないというふうに考えられると困りますので、そういう面であえて申し上げたということでございます。今週行われた小委員会の最後の部分には、不断の見直しを行っていくと、競争環境にも留意してというような話があつたと思いますけれども、ここでもしっかりそういうことを認識しながら、しっかりした対応をしていただきたいというふうに思う次第です。全体としては私は賛成ですので、あえて申し上げたということでございます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、竹股さん、お願いします。

○竹股オブザーバー

ありがとうございます。

いろんな形でこれまでの意見を反映していただいてありがとうございます。特に46ページの注のところで、新電力13社がまとめたという形で、我々の意見を書いていただいてありがとうございます。本文と注釈の差があるので、今、言われたような話で、これから容量市場もあり、いろんな形で小売の競争あるいは小売の負担というのは、ふえていくところが大きいというふうに感じています。

そういう中で特に第1フェーズでいえば、ここの中に(2)という形で具体的な激変緩和のところの拡大とか、いろいろ、要望させていただいているところをこれから議論がまだ残っているところで、ぜひ反映をお願いしたいというふうに思っています。激変緩和と書いてあるんですけども、それ以外の部分でもまたこの議論から外れるところがあるんですけども、FITのほうの最低価格1.3円、もともとが1.3円、それほど大きな根拠があって始まった話でもないというところがあるというふうに思っていて、FIT側でありますけれども、1.3円を例えば外すとか、下限価格をなくすといったところも含めてご検討いただけないかなというふうに思う次第です。

第2フェーズ以降のところについても、ここで言われている意見、大規模水力と原子力といったようなものをどう扱うかというのも、今、議論になっていないところがありますので、第2フェーズには議論いただければというふうに思うところです。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、鍋田さん、お願いします。

○鍋田オブザーバー

ありがとうございます。

それでは、私のほうからは全般的な話になるかと思いますが、お礼と、それから、お願いを申し上げたいと思います。

冒頭に室長のほうからご説明がございましたけれども、とりまとめ資料に書いてございますように、作業部会における検討は、こうした電気事業をめぐるどまることのない環境変化の中で我々は検討してきた、その中で、ここまでまとめてくださって本当にお礼を申し上げたいと思います。

それから、この中でFITに関する非化石取引市場も始まっておりまして、本年からはベースロード電源市場も始まってまいります。私たちはそれに対応してまいりますけれども、ルールにのっとった形で適切に、適正にやっていきたいというぐあいに思います。

それから、お願いでございますけれども、これもとりまとめに書いてございますけれども、追加論点が生じた際には、関係機関においてしかるべき検討を行っていくということが書いてございます。各市場の課題が少しでも見えてきてとなれば、問題が顕在化する前に速やかに対応していくといった継続的なフォローをぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員

中間とりまとめをいただきましてありがとうございます。

私からも非化石価値取引市場につきましてコメントさせていただきたいと思います。中間目標のフェーズ1におけるグランドファザリングにつきましては、激減緩和措置量の精査など、事業者さんに影響を与える重要なポイントというのは、まだ、見えてきていないのかなというような感想を持っております。今後、年末にかけての整理、議論が非常に重要になってくるのではないかとこのように考えております。

あと、もう一つは検証の必要性についてです。先ほどからご発言がありましたが、私も44ページの注釈37のところなんですけれども、ここでは小売事業者さんの競争に与える影響についての言及がありますが、しかし、制度創設の趣旨を鑑みますと、検証に際しましては発電事業者側における非化石電源の新増設、維持、更新状況に関する影響についても、検証していただくことが重要なのではないかとこのように考えております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかにいかがでしょうか。海宝さん、お願いします。

○海宝オブザーバー代理

まず、1点目、全体の話ですけれども、私ども事業者はちょっとした制度の変更で、場合によっては市場から退出しなければいけないということもあり得るという危機感を持って事業の経営を行っております。従い、引き続き何がベストなのかというのは継続的に議論をさせていただきたいと思っております。市場ですとか制度は一度、スタートするというタイミングが必ず来ると思うんですけれども、その後もやってみてどうかという状況チェックをして、競争環境に問題があるようであれば、いずれの点においても速やかに改善措置をとるということを明記していただき

たいという希望でございます。

あと、2点ございまして、需要家に価格転嫁の妥当性を説明するという話が先ほどから出ておりますけれども、こちらに関しては透明性のある公正な仕組みが必要で、市場を通じた取引が一番いいのではないかとということを前日も弊社から申し上げさせていただいております。そうなれば、結果的に小売事業者間でも不要な疑心暗鬼を生ずることもなくなるだろうと考えております。証書は、一度は例えばJEPXのオークションで取引されるような、そういうスキームの類いを検討する方がよいのではないかと考えております。

あと、最後にもう1点、実はこれまで議論の中で発言させていただいていないところで大変恐縮でございますけれども、非化石価値というのは系統を通っていく電力のみに認められているという風に理解しております。ただ、現時点では太陽光を中心とするような自家消費の電力、あるいは蓄電池を活用するようなことが世の中の流れとして進んでおりまして、これらのようなものにも非化石価値を認めていただくような議論の余地があるのではないかと考えております。非化石比率44%を目指しますということは、結局日本の温室効果ガスを下げるのが本質的な目標なのだとして、今、申し上げたような系統に入っていない電力にも価値を認めた方が、日本全体の非化石化がよりターゲットに向かって近づいていくのではないかと考えておりますので、今後、是非検討していただければと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ほかにかがでしょうか。山田さんのほうからお願いいたします。

○山田オブザーバー

ありがとうございます。

私のほうから、一般送配電事業者といたしましてコメントを申し上げさせていただきたいと思っております。まず、本日のとりまとめについて大変ありがとうございます。今回のとりまとめに基づきまして、今後、検討が必要な課題等について、また、引き続き検討がなされるというふうに認識してございますけれども、そういった中で、例えば容量市場あるいは需給調整市場について申し上げますと、まず、容量市場で確実にキロワットが確保されまして、その上で需給調整市場にデルタキロワットが供出されると、それに基づきまして広域需給調整を行うというふうになると思っておりますけれども、私も系統運用者として、これらの制度改革の全体像あるいは運用の変化、詳細な運用ルールをしっかりと理解して、対応していかなければならないというふうに思っております。

そのために、別の場でも申し上げたところではございますけれども、各市場の関連性というものを十分に考慮いただきながら、極力、シンプルな運用となるように実運用にも配慮いただいて、いずれ安定供給を大前提といたしました効率的な需給が実現できるように、各章の最後のほうの方向性にも記載いただいておりますけれども、詳細な運用ルールを検討いただきながら、私どもも協力しながら対応してまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。武田委員、お願いします。

○武田委員

ありがとうございます。

私は44ページの注37にありますように、小売事業者の競争環境の影響を不断に見ていくということについて支持したいと思います。その際に125ページ、最後に書いていただきましたように、個々の市場に捉われない監視のあり方、これが大変重要と思います。

二つ監視の対象があると思うのですが、一つは複数の市場で取引をする新電力の方にかかる費用負担、トータルで見たときの費用がどうなのか、それによって競争圧力が減少するのではないかという市場支配力の維持・強化の問題です。もう一つは、アメリカとかヨーロッパでは相場操縦の問題として議論されているところでもありますけれども、ある市場での取引でマイナスを出して他の市場でプラスを得るような行為、これが相場操縦のコアの行為と思いますので、そういったものも規制対象にする。これらの意味が、ここの言葉に私は含まれていると思います。繰り返してすけれども、複数の市場で取引をすることによる競争者の費用上昇の問題、これは市場支配力の維持・強化の問題ですが、もう一つ、ある市場でのマイナスを他の市場で取り返すような市場支配力の単純な行使の問題。後者については、相場操縦の問題として規制すべきであると思いますので、今後、検討議論を深める必要があると思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

この中間とりまとめ（案）はすばらしく書けているのか、特に大きな修正はないというふうに思いますが、細かな字句等の修正がございましたら、詳細につきましては座長に一任いただければと思いますが、よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。また、この中間とり

まとめ（案）につきましては、パブリックコメントにかけて広く意見募集を行いたいというふう
に思います。

それでは、特にご意見がないようでしたら、これで終わりにしたいと思いますが、私のほうか
ら一言、お礼を申し上げたいというふうに思います。第二次中間とりまとめ（案）、こんなす
ばらしい報告書をまとめられたというのは、皆様のおかげだというふうに思っております。また、
事務局の皆さんも大変なご苦勞をされたことというふうに思います。

この2年間にわたりまして、この審議を行ってまいりまして、昨年5月に第一次中間とりまと
めを出させていただきまして、今回、第二次中間とりまとめということでございますが、先ほど
どなたからもご発言がありましたように、既に市場が始まっているものもございます。間接オー
クションとか、間接送電権市場、それから、非化石市場も始まっておりますし、ベースロード市
場も本年7月に初回オークションを開始するというところでございますし、容量市場は来年度から、
需給調整市場も2021年度からということで、後ろが決まっている中をこのようにきょう、中間と
りまとめができて、本当に皆様のご協力のおかげだというふうに思っております。

「はじめに」というところの最後に、すばらしい文が出ておりますけれども、環境適合や安定
供給などの公益的課題の達成が電力市場、電力自由化の流れの中で同時に実現していくこととい
う、この難しい課題に皆さん、いろいろ、ご議論いただきました。今後、また、いろいろ課題が
出てきましたら、終わりのほうにもありますように、また、審議をさせていただくというこ
とでございますので、今後ともまたよろしくお願ひしたいということで、皆様にお礼を申し上げたい
と思います。どうもありがとうございました。

それでは、今後の予定につきまして何か事務局のほうからありましたら、お願ひしたいと思
います。

○鍋島電力供給室長

次回の開催につきましては、日程等詳細が決まり次第、ホームページ等でお知らせいたします。

○横山座長

それでは、本日、32回の制度検討作業部会をこれにて終わりたいと思います。

どうもありがとうございました。

—了—